

監査公表第1号

監査結果に基づく措置について

令和2年1月9日付監査報告第14号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、その結果を公表します。

令和2年4月14日

大牟田市監査委員 中原修作
同 松尾哲也

税 第 1043 号
令和 2 年 4 月 9 日

大牟田市監査委員 中原 修作 殿
同 松尾 哲也 殿

大牟田市長 関 好孝
(市 民 部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 2 年 1 月 9 日付、監査報告第 14 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計
(市民部)

1 軽自動車税 (税務課)

大牟田市市税条例第 67 条及び第 68 条では、軽自動車税の種別割の減免を受けようとする場合は、個人番号等の必要事項を記載した減免申請書を市長に提出することと規定されているが、個人番号が記載されていないものが見受けられた。

個人番号の重要性を再確認し、条例の規定に沿った適正な事務処理を行われたい。

【措置の状況】

一般会計
(市民部)

1 軽自動車税 (税務課)

軽自動車税種別割の減免の申請受け付け時は、マイナンバー制度の趣旨を説明し、個人番号の利用にかかる理解を求め、マイナンバーカード等の提示のお願いを徹底していきます。

また、マイナンバーカード等が提示されないこと等により個人番号の取得が困難な場合には「個人番号不提示の場合の個人番号取得要領」に基づき処理を行っていきます。

ほか、改めて市の広報で軽自動車税種別割の減免の申請においては、個人番号の記載が必要であることを掲載し周知を行うこととしています。

今後、減免申請書の個人番号欄の未記載がないよう、条例の規定に沿った適正な事務処理の徹底に努めていきます。